新

（特記仕様書への委任）

第２条　受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

（１）県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く。）

（２）工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

（３）工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

２　受注者は、前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。

設計図書によりICT活用の対象とする工事	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT法面工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT擁壁工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT地盤改良工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT基礎工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT河川浚渫）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT構造物工(橋梁上部)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT構造物工(橋脚･橋台)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICTコンクリート堰堤工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工(ステップアップ型)）「受注者希望型」特記仕様書
設計図書により週休２日確保の対象とする工事	週休２日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

旧

（特記仕様書への委任）

第２条　受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

（１）県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く。）

（２）工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

（３）工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

２　受注者は、前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。

設計図書によりICT活用の対象とする工事	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT法面工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT擁壁工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT地盤改良工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT基礎工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT河川浚渫）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT構造物工(橋梁上部)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT構造物工(橋脚･橋台)）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICTコンクリート堰堤工）「受注者希望型」特記仕様書
設計図書により週休２日確保の対象とする工事	週休２日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）